

岐阜市消防本部・中消防署合同庁舎で使用するガス需給仕様書

1 概要

- (1) 件名 岐阜市消防本部・中消防署合同庁舎で使用するガス
- (2) 供給場所 岐阜市美江寺町2丁目9番地
- (3) 供給建物 岐阜市消防本部・中消防署合同庁舎
- (4) 業種及び用途 官公庁（事務所）

2 仕様

- (1) ガス種別 都市ガス（13A）
- (2) 供給熱量 45M J / m³
- (3) 供給圧力 低圧
- (4) 予定使用量等 別紙のとおり
- (5) 供給期間 令和8年3月検針日の翌日から令和9年3月検針日まで
- (6) 計量器

岐阜市消防本部・中消防署合同庁舎 住所：岐阜市美江寺町2丁目9番地

種別	メーター番号	最大ガス通過流量 (m ³ /h)	負荷計測器	設置場所	主な使用機器
一般用	ND25-1654	25	有	庁舎南	ビルトイン式 コンロ 給湯器
空調用1	ND40-1323	40	有		冷温水機

※財産については、岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者のものである。

(7) 需給地点

岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者が設置したガス供給設備の最終フランジの接続点

(8) 供給期間中のガスの契約に影響するようなガス設備の変更予定なし

3 その他特記事項

(1) ガス料金の計算方法

ア ガス料金の算定は、1月（前月の検針日の翌日から当月の検針日までの期間をいう。）の使用量により行うものとする。

イ 毎月のガス料金=定額基本料金+流量基本料金+（従量料金単価+原料費調整額）×使用量
(消費税及び地方消費税相当分を含む。)

ウ 原料費調整額は、岐阜市を供給区域とする旧一般ガス事業者の基本約款に定める金額とし、適用期間についても同様とする。

エ ガス使用量の単位は、立方メートルとし、その端数は小数点第1位以下の端数を切り捨てる。

オ ガス料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

カ 別途、ガス料金の割引提示をする場合は、計算方法及び適用条件を明示すること。

(2) 時間当たりの最大使用量の算出が必要な場合は、負荷計測器の設置、又は、計量器の最大ガス通過流量の合計値を最大使用量とするなど、発注者と受注者による協議のうえ、決定する。

(3) 今回の契約を実行するため、負荷計測器設置等の改造費用が発生する場合は、受注者負担とする。

(4) ガス料金の請求及び支払い

ア ガス料金の支払いは毎月とし、受注者は(1)に基づき算定されたガス料金を発注者に請求するものとする。

イ 毎月の請求書等は書面により岐阜市消防本部消防総務課へ送付すること（WEB対応不可）。
また、請求書の発行手数料が必要な場合は、受注者において負担すること。

ウ 請求の際には、請求書のほかに、内訳を添付すること。

(5) 受注者は、ガス事業法（昭和29年法律第51号）の定めるところにより、消費機器の調査、危険発生防止周知を行うものとし、ガス工作物の点検、緊急保安は、岐阜市を供給区域とする一般ガス導管事業者が行うものとする。

(6) 現在の供給者

東邦瓦斯株式会社

(7) アフターサービス及びメンテナンスの体制を整備し、必要な場合は迅速に対応すること。

(8) この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者による協議のうえ定めるものとする。

(9) 契約最大流量を超えた場合は、発注者と受注者による協議のうえ決定する。

担当 消防本部 消防総務課

田中

電話番号 058-262-7161

予定月間使用量・予定年間使用量

		消防本部・中消防署合同庁舎		
		一般用	空調用	
供給年月	使用量	使用量	最大使用量	
	(m ³)	(m ³)	(m ³ /h)	
令和8年 4月	339	1,018	44	
令和8年 5月	247	2,003	44	
令和8年 6月	156	3,758	44	
令和8年 7月	185	5,965	44	
令和8年 8月	132	6,477	44	
令和8年 9月	113	5,524	44	
令和8年 10月	194	3,042	44	
令和8年 11月	309	1,894	44	
令和8年 12月	389	3,932	44	
令和9年 1月	481	4,858	44	
令和9年 2月	420	4,250	44	
令和9年 3月	552	4,044	44	
計	3,517	46,765		
合計		50,282		

※ 消防本部・中消防署合同庁舎の予定契約最大使用量は44m³/hとする。

※ いずれも予定数量であり、実際の取引においては、検針による。また、発注者の都合により予定数量を上回り、又は下回ることができる。